# 令和5年度 第7回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時: 令和5年9月20日(水) 午後2時30分から午後3時20分まで

2. 場所: 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者:

【委員】(14名)

(会長) 1番 松本 俊治

(委員) 2番 前田 豊

3番 松本 強

4番 中松 良友

5番 髙田 敏治

6番 古塚 雅章

7番 木下 勝博

8番 亥野 祐一

9番 芝辻 直和

10番 奥村 幸弘

11番 大前 有三

12番 光岡 大介

13番 松本 彌生

14番 庄治 郁夫

## 【事務局】

(事務局長)上野 孝弘 (主査)松谷 卓人 (主査)中田 奈穂美 (主査)増尾 尚之 (産業文化局長)長谷川 賢司 (産業文化総括室長)杉原 和彦

4. 欠席者: 0名

5 傍聴者: 0名

6. 議事案件:

【報告第18号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第19号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第20号】 農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件

【議案第17号】 農地法第5条の規定に基づく許可申請の件

〈審議結果:農業委員会の意見を県に進達〉

#### 7. 議事内容

午後2時30分 開始

議長 ご出席の皆様、本日は御苦労様でございます。

定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は 14 名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしとのことですので、5番 髙田委員 と 6番 古塚委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは、これより報告案件に入ります。

まず、報告第18号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告しま す。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第18号について説明いたします。

## 【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長 専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

以上で、議案の説明を終わります。

議長 事務局の報告は終りました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第19号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第19号について説明いたします。

## 【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長 専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長事務局の報告は終りました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第20号「農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件」を報告します。 事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第20号について説明いたします。

## 【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されていることを確認し、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終りました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しましたが、事務局から何かありますか。

事務局 追加議案としまして、議案第17号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。なお、本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条並びに西宮市農業委員会会議規則第10条の規定により、髙田委員が除斥の対象となりますので、恐れ入りますが、議場から退席をお願いします。

(髙田委員退席)

それでは、議案の説明をいたします。

## 【議案書朗読】

本申請地は市街化調整区域となっておりますので、農業委員会が県知事に意見書を送付し、県知事が許可することになります。

それでは、資料をご覧ください。

### 【資料朗読】

県知事へ意見書を送付するにあたり、「立地基準」と「一般基準」の両方を満たさない場合 は許可されないため、農業委員会として、基準を満たしているか、確認するものです。 続きまして、資料「農地等の転用の許可申請に係る意見書(案)」をご覧ください。

### 【資料朗読】

「第2種農地」に該当するため代替地の検討が必要になりますが、意見書(案)に記載のとおり、本件には代替地はないため「立地基準」は満たすものと考えられます。また「一般基準」につきましては、申請書類等を確認したところ、申請人の資力・信用に問題はなく、隣接農地や地元農会長の同意書の添付もあり、周辺農地への影響についても問題ないと判断されます。

以上で議案第17号の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終りました。

次に、申請農地の現地調査を行った委員より説明をお願いします。前田委員、お願いします。

前田委員 議案第17号についてご説明いたします。

申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請農地について現地調査を行ったところ、耕作が行われていない農地が見受けられました。私からの説明は以上です。

議長 前田委員からの説明は終わりました。説明にもありましたが、耕作されていない農地がありながら、5条許可申請が出されたことについて、よく考えていただきたいと思います。 本件に対して、ご質問、ご意見はございませんか。

奥村委員:会長や会長代理とともに、私も現地調査に行ったが、耕作ができていない農地であるのに、 これで許可申請が出されたのは問題だと思う。これで許可したら、今後またこういうような ことが出てくるだろうし、それなりに考えないといけないのではないか。

議長 奥村さんが言われるのは、今農業委員をしている人が耕作できていないのに、我々が許可するのはおかしいということだと思う。農業委員になれば怪しい所でも許可するのかということになる。農業委員になったら、人にいろいろ言うので、自分がしっかりしないといけない。自分は知らなかったとか、それでは農業委員になれない。我々は地元で選ばれて、市議会でもそういうことで選ばれたのであれば適格だというので、農業委員に選ばれている。

そのように選ばれた人が、そういうことをやっていいのかということだと思う。

今回の場合、耕作できていない農地の5条許可申請を農業委員会は認めるのか、ということ について、委員の皆さんがどう思われるのか。

そのような人が農業委員になったら困ります、ということを言われるのではないか。

農地は農地として耕作をしないといかん、それを荒れたままにしてるとそれは農地になりませんよと。耕作していないからだめですよと。これはもう農家なら皆分かっているはず。 他にご意見はございませんか。

芝辻委員:この件について、事務局は転用が出る前から分かっていたのか。

分かっていたら、その時に現場を見に行ったら良かったんじゃないか。

議長 委員の皆様のご意見をお聞きしましたが、ご異議がなければ議案についてお諮りしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第17号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」に つきまして、総会での意見がまとまらず、今回は許可、不許可の判断はできないので、総会 で出た意見書をつけて県知事に進達することにして、ご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第17号につきましては、総会での意見を取りまとめた意 見書を県知事に進達することとします。

(髙田委員入室・着席)

これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

## 午後3時20分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。	
(議長)	
(委員)	
(委員)	
(委員)	